

文書館のこと⑩
文書調査員制度

県立文書館では、県内各地に十数名の文書調査員を委嘱し、文書の所在調査を行っている。ただし、これは、何かの研究に役立つ資料を探すためではなく、また、文書館が文書そのものを「集める」ために調査しているのではない。

以下、文書調査員の仕事の趣旨について、少し遠回りな説明を試みたい。

私たち人間は、過去から現在まで膨大な記録を作り、また一方でそれらを廃棄してきた。意図的な廃棄でなくとも、自然に朽ち果てたり、災害や戦乱などで記録が失われたりすることは珍しくない。

文書館という制度が立脚しているのは、これら記録の中には、その新旧を問わず後世に残すべきものがある、という考えである。この、残すべき（あるいは残された）記録を「記録史料」と呼ぶ。

記録の大量作成・大量廃棄が当たり前になっている現在、この世の中で、どこにどれだけかの記録史料があるのかを、完璧に知ることはおそらく誰にとっても不可能であろう。しかし、私たちのこの社会が、記録史料を後世に伝えることを必要だと考えており、そのために、世界中の多くの国や自治体や、さらには、いくつかの企業や団体や学校が文書館という「仕掛け」を拵えているのだとしたら、

世の中にある記録史料について、その所在を把握し、その保存を図ることが、文書館に与えられた役割のひとつであると考えるのは、ごく自然である。

ただし、県立文書館のように自治体が設置した文書館だけが、このような仕事を行うのではない。記録史料の保存は、文書館以外にも、図書館・博物館、あるいは、その本来の所蔵元である役場、寺院、神社、学校、企業、個人の家など、様々な主体によって担われている（また担われるべきであると考えられている）。

記録史料の所在を調べるといふ仕事も、また、県立文書館ができる前から、市町村や大学やその他の有志などが、何らかの機会に行ってきたものである。それらの結果は、公表された報告書や目録の形になっていたり、非公表の情報として関係機関に保存されていたりして、これらはひっそるめて「記録史料の所在情報」と捉えることができる。

記録史料そのものの存在はもちろんであるが、実は、その「所在情報」のあり処についても、どこでどのような情報が



文書を保存する旧家の蔵

把握されているのかを、もれなく知ることとは難しい。しかし、現在、広島県内でこの所在情報を一番まとまって把握しているのは、おそらく県立文書館であろう。これは、当館がかつての県史編さん室の所蔵資料を引き継いだからであり、その後、折に触れて記録史料の所在情報は、少しずつ増え続けている。

これらの情報は、それが調査された時点で注目すると、一九六〇年代と七〇年代のものが大半を占めている。六〇年代に調査を行って大量の所在情報を生み出したのは、県史編纂事業である。個人の家や役場、神社、寺院、学校など、所有主体の数で言えば、一一〇〇件を超える記録史料群が、この時に調査されている。

また、県史編さん室と並んで、調査主体として現れているのは、市町村である。多くは市町村史の編纂事業に伴って行われた調査であり、だいたい六〇年代から八〇年代にかけての時期に集中している。どちらにしても、所在情報としては、調査されてからの時間がかかり経過しているものである。特に、個人が所蔵する記録史料については、何らかの変化（所蔵者が代わるとか、保管場所が移動するとか、あるいは処分されてしまったとか、等々）が起きていても不思議ではない。県史や市町村史の編纂は、時限のある事業である。そこで利用されたり所在を確認されたりした記録史料の保存について、編纂事業の終了後、どのようにフォ



県史編さん室などが作成した資料所在目録

ローするかは、また別の問題になる。広島県でも、都市化、過疎化、高齢化など、各地の生活環境は変化しつつある。加えて、近年の市町村合併による行政の広域化は、記録史料の保存にも影響を与えていくのではないかと懸念されている。

このような中で、文書調査員は、かつて把握された所在情報を参考にしつつ、現時点で記録史料がどのような状況にあるのかを調査している。時には、今まで知られていなかった記録史料に遭遇することもあるが、「新発見」を必ずしも目的にしていく訳ではない。言い換えれば、文書調査員制度は、ある目的のための「資料探し」ではなく、県内各所に所蔵されている記録史料の現状を大づかみに把握し、所蔵者に対して保存のための啓発をしていくことを主眼としている。それは時期を限った集中的な調査ではなく、断続的に続く日常的な活動なのである。

（長沢洋）